

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当支給停止処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成 31 年 4 月 5 日付けで行った、法 11 条 1 号の規定に基づく特別児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

更新の通知（診断書の提出）を受け取った覚えがなく、再通知にてそのことを知り、3 か月停止となりました。今まで期限までにきちんと提出してきましたし、今回も再通知後、すぐ対応しました。意図的に提出をしなかったわけではないので、本件処分の取消しを求めます。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和元年 9 月 9 日	諮問
令和元年 10 月 25 日	審議（第39回第2部会）
令和元年 12 月 24 日	審議（第40回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 手当の支給要件

国は、障害児の父又は母がその障害児を監護する場合は、その父又は母に対し、手当を支給する（法3条1項）。

ここにいう「障害児」とは、20歳未満であって、障害等級1級又は2級に該当する程度の障害の状態にある者をいう（法2条1項及び5項。障害の状態については、法施行令1条3項及び別表第3に規定されている。）。

(2) 受給資格及び障害程度の認定

手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事又は指定市の長の認定を受けなければならない（法5条1項）。そして、法施行令別表第3に該当する程度の障害の認定基準として、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」（昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知。以下「認定要領」という。）等が定められている。

障害の認定は、原則として診断書によって行うが（法施行規則1条2号、認定要領2・(4)参照）、認定要領4・(3)によれば、障害児が療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）

による療育手帳の交付を受けている場合において、障害の程度が「A」と記載されているときは、法施行令別表第3の障害等級1級に該当するものとして認定して差し支えないとされている。

また、認定要領2・(5)は、障害の程度について、その認定の適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行うこととされている。

なお、認定要領は、地方自治法245条の9第1項の規定に基づき、法定受託事務に係る処理基準である。

(3) 書類提出命令に応じない場合の手当支給停止

ア 法に基づく書類提出命令について

都道府県知事又は指定市の長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無若しくは手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる（法36条1項）。

当該命令又は質問に対し、受給資格者が、正当な理由なく応じない場合、手当の全部又は一部を支給しないことができる（法11条1号）。

なお、ここにいう「正当な理由」とは、自然災害、火災のほか、急病、出産、死亡、交通事故等で物理的にみて不可能な場合をいう（「特別児童扶養手当支給事務の手引＜平成28年度版＞」（平成28年5月発行。東京都心身障害者福祉センター調整課手当担当編集）Ⅲ・2・3）・②）。

イ 再認定に係る診断書の提出命令について

（有期認定の場合の）再認定に係る診断書の提出期限が到来する受給資格者に対しては、再認定月の概ね1か月前に法36条1項の規定に基づき文書をもってその提出を命ずることとされ、また、命令したにもかかわらず正当な理由がなく指定した期限までに診断書の提出がない者については、有期認定の終期の月の翌月

から手当を支給しない処分を行うこととされている（「特別児童扶養手当等の支給に関する法律における有期認定の障害認定診断書の取扱いについて」（平成23年1月11日付障発0111第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。以下「取扱通知」という。））。

また、当該支給停止処分を行い、後日、診断書が提出され、受給資格を満たしている場合は、その属する月の翌月からの支給となるとされている（「特別児童扶養手当に関する疑義について」（平成23年10月20日付障企発1020第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。以下「疑義通知」という。）第四・問1－答）。

なお、取扱通知及び疑義通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項の規定に基づく、法定受託事務に係る処理基準である。

2 本件処分の検討

- (1) 処分庁は、有期認定期限の到来前である平成30年9月7日、請求人に対して、同月5日付けの提出命令通知（提出期限：平成30年11月30日）を、〇〇市長を経由して送付したことが認められる。

そして、請求人は、診断書の代わりとなる本件証明書を提出期限経過後である平成31年2月21日に〇〇市に提出し、処分庁は、同月27日に本件証明書を収受したことが認められるが、提出期限までに提出できなかったことにつき、自然災害等、物理的に不可能であったなどの正当な理由があったと判断するに足りる事実は認められない。

以上によれば、処分庁は、法11条1号に基づき、請求人の手当の有期認定の終期の月の翌月である平成30年12月から、請求人への手当支給を停止することができるといえ（上記1・(3)・イ。取扱通知）、また、停止された手当は、本件証明書が提出された日の属する月の翌月である平成31年3月から支給されることとなる

(上記1・(3)・イ。疑義通知第四・問1－答)、

(2) そうすると、平成30年12月から平成31年2月までの間、請求人への手当支給を停止することを内容とした本件処分は、上記1の法令等に従った適正なものであるということができ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり、更新の通知(診断書の提出)を受け取った覚えがない旨主張している。

しかし、処分庁は、提出命令通知を、〇〇市長を経由して平成30年9月7日に郵便で請求人に送付しており、差出人に返送された等の送達されなかったものと認められる特段の事情は存在しない。また、法36条1項の規定に基づく診断書等の提出命令は、受給資格者が受給資格の再認定を受ける意思を有する場合には、診断書等を添付して申請するように命ずる趣旨であって、再認定を申請するかどうかは、受給資格者である請求人自らの意思に委ねられている。したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来